

大分県環境影響評価条例の改正について

- 1 大分県環境審議会第18回総合政策部会における委員からの意見（概要）
- 2 大分県環境影響評価条例の改正について(答申)（案）

大分県環境審議会第18回総合政策部会における委員からの意見(概要)

No	委員からの意見の趣旨	事務局の考え方
1	<p>小規模な太陽光発電所でも、複数のものが同じ地域に集まることによる自然環境への影響も考慮する必要があるのではないか。</p>	<p>【答申案3(2)に反映】</p> <p>県が行う公共事業は、条例の対象とならない小規模な事業についても、「大分県環境配慮推進要綱」や「自主的環境配慮指針」などにより、事業の計画段階から環境配慮への取組みが行われている。</p> <p>こうした取組みを民間事業も対象として広げ、民間事業者による環境配慮や地域における合意形成を促す取組みを進める。</p>
2	<p>設置地域の環境特性に対して十分な配慮が行われるよう、環境影響評価制度に大分県らしさを出してもらいたい。</p>	<p>【答申案2(3)に反映】</p> <p>太陽光パネルが地表面を被覆することによる生態系などへの影響の度合いがパネルの面積の大小によるものと考えられることから、太陽光発電所の敷地面積を採用する。</p> <p>現在、太陽光発電所の設置事業は、土地造成を伴う場合にのみ「その他の土地開発事業」として条例の対象事業となっているが、既に太陽光発電所を条例の対象事業としている自治体の規模要件や太陽光発電所設置の事業特性を考慮し、「その他の土地開発事業」の規模要件よりも小さいものを対象とする。</p>
3	<p>対象事業の規模要件で一律に線引きをするのではなく、小規模な事業であっても地域特有の生物の生息域など、生物多様性の保全上重要な地域の環境特性に対する配慮が必要である。</p>	<p>【答申案3(1)に反映】</p> <p>県では、本年8月から、自然公園区域や藻場・干潟の位置、植生図などの環境情報を地図上で重ね合わせて確認できる「大分県環境地理情報システム」を一般公開している。</p> <p>このシステムに、現在調査中の生物多様性の保全上重要な地域(ホットスポット)の情報を追加し、法や条例の対象とならない小規模な発電事業であっても、事業者が計画段階でそのような地域への配慮が可能となるよう積極的に情報提供を行うことを検討する。</p>

大分県環境影響評価条例の 改正について(答申) (案)

平成 年 月 日
大分県環境審議会

目 次

1	はじめに	1
2	条例の改正について	1
	(1) 大分県の環境影響評価制度について	1
	(2) 発電所の設置事業の対象事業への追加について	1
	(3) 対象発電所の種類・規模について	2
3	今後の課題について	
	(1) 環境情報の提供について	3
	(2) 事業者による自主的な環境配慮の促進について	4

1 はじめに

環境影響評価制度は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業者が自ら適切に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業にかかる環境の保全について適正な配慮がなされることを期し、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、住民や行政機関の関与の手續等を定めたものである。

2 条例の改正について

(1) 大分県の環境影響評価制度について

環境影響評価法（以下「法」という。）では、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある大規模な事業を対象としている。

一方、大分県環境影響評価条例（以下「条例」という。）では、法の対象とならない小規模な事業や、工場・事業場の設置、ゴルフ場の造成など法対象以外の事業種を対象としていることに加え、第二種対象事業として他の自治体よりも比較的小規模な事業も対象としている。また、「その他の土地開発事業」として、いわゆる「面開発事業」を広く対象とするなどの特徴を有している。

このように、法と条例の適切な役割分担、相互補完のもと、より幅広く環境の保全に配慮した事業の実施が確保されている。

(2) 発電所の設置事業の対象事業への追加について

発電所の設置事業については、電力の安定供給を最小の経済負担で実現するという国のエネルギー政策と強いかわりを持ち、その規模も大きなものとなることから、法の対象事業として環境影響評価の実施が求められている。

一方で、国産の自給エネルギーの確保、低炭素社会の実現等の観点から再生可能エネルギー導入促進の方針に加え、平成24年7月の再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入などにより、全国的に発電事業への新規参入者は増加している。

本県では、「大分県エコエネルギー導入促進条例」に基づき、再生可能エネルギーを含めたエコエネルギーの導入促進を掲げており、再生可能エネルギー関連の開発事業が計画され、今後も新たな事業者の参入が見込まれる。

このような中、景観や自然・生活環境が損なわれるのではないかと懸念も生じており、発電所の設置事業者は、立地場所における環境への適切な配慮や環境保全対策に努め、持続可能な事業の実施の観点からも、地域住民の理解を得ることは不可欠となっている。

こうしたことから、条例においても発電所の設置事業を対象事業として追加することは、妥当である。

(3) 対象発電所の種類・規模について

発電所の設置事業は、多くの都道府県・政令市においてそれぞれの事情において対象事業とされるとともに、水力発電、火力発電、地熱発電及び風力発電が対象とされている。このため、本県においてもこの4種類の発電所を対象とすることが適切である。

その規模については、法との役割分担等を考慮し、法の第一種事業の規模未満のものを対象とすることが妥当である。

規模要件の設定にあたっては、大気環境常時監視測定結果や公共用水域の水質測定結果を隣接県と比較した場合、環境基準の達成状況等はほぼ同等であること、同規模の発電所が設置された場合において、この事業の実施による大

気・水環境などへの影響は、事業の実施場所を問わず同程度と思料されることから、隣接県の規模要件を勘案することが適切である。

また、法では対象とされていない太陽光発電については、本県では日照時間等の条件から太陽光発電所設置の適地が多く、様々な地域で計画が進められており、当該計画の実施に伴って、動植物や生態系、景観などへの影響が懸念される。

こうしたことから、太陽光発電所の設置も条例の対象事業とし、その規模要件については、太陽光パネルが地表面を被覆することによる生態系などへの影響の度合いがパネルの面積の大小によるものと考えられることから、太陽光発電所の敷地面積を採用することが適切である。

現在、本県では、太陽光発電所の設置事業は、土地造成を伴う場合にのみ「その他の土地開発事業」として条例の対象事業とされているが、今回の規模要件の設定にあたっては、既に太陽光発電所を条例の対象事業としている自治体の規模要件や太陽光発電所設置の事業特性を考慮し、「その他の土地開発事業」の規模要件よりも小さいものを対象とすることが適切である。

以上のことから、水力、火力、地熱、風力及び太陽光の5種類の発電事業の対象事業への追加及びそれぞれの規模要件についての原案は、妥当と考える。

3 今後の課題について

(1) 環境情報の提供について

環境影響評価制度は、規模が大きく環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象としており、一定規模以上のものを、その対象事業とするのが一般的である。

その一方で、制度の対象とならない小規模な事業であっても、事業特性や事業の計画地及びその周辺の環境特性によっては、その事業の実施が環境に及ぼす影響が著しいものとなる事業も考えられ、こうした事業を行う場合において、事業者に対して環境配慮を促すことが必要である。

このため、緊要度が高い地域に対して、事業計画段階での配慮を可能とするため、平成28年8月から県が運用している「大分県環境地理情報システム」に、現在県が調査中の県内の生物多様性の保全上重要な地域についての情報を加えて、積極的に事業者へ情報提供することを検討すべきである。

(2) 事業者による自主的な環境配慮の促進について

現在、県が行う公共事業は、条例の対象とならない規模の事業についても、「大分県環境配慮推進要綱」や「大分県自主的環境配慮指針」により、事業の計画段階から事業部局による環境配慮の取組みが行われている。

今後は、こうした県の取組みを民間事業も対象として広げ、民間事業者による環境配慮や地域における合意形成を促す取組をさらに進める努力が必要である。